

第1回 老後の備え (上)

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63期)



当会の会員の大半は個人事業主であり*1、社会保障は会社員や公務員ほど充実していないとされる。弁護士向けの年金や保険には比較的有利な制度もあるが、特に若手弁護士においては日々の業務に追われるあまり、十分に制度を活用できていない場合もあると思われる。そこで全4回の連載企画として、弁護士の社会保障について解説することとした。まずは初回及び次回の計2回に分け、老後の備えに関する各種制度を紹介する*2。

1 必要な老後資金とは

以前、金融庁の報告書において、95歳まで生きるには夫婦で2000万円の資金が必要になるとの試算が示され*3、物議を醸したことがあった。この試算は、高齢夫婦無職世帯の収支が平均で月5万円の赤字であり、単純計算すれば65歳から95歳までの30年間で2000万円の金融資産を取り崩す必要があるというものであった。また、その背景には、平均寿命が伸びている反面、退職金や年金が減少しているとの事情が指摘される。

個人事業主である弁護士としては、65歳が定年というわけではないし、もとより退職金を期待できる立場にもない。しかしながら、平均寿命と健康寿命の差

は10年前後あり*4、生涯現役というのは現実には難しい上、老後の生活費は最低でも夫婦で月23.2万円、ゆとりある老後生活費は月37.9万円と指摘される*5。単純計算すれば10年分で2784万円から4548万円の資金が必要であり、2000万円というのも大げさな数字ではないだろう。

2 国民年金及び厚生年金

国民年金は老後の備えのみならず、障害や死亡も給付対象とする公的年金であり、国民年金法に基づき日本国内に住む20歳以上60歳未満の全員が加入する。これに対して厚生年金は、基礎年金である国民年金に上乗せされる年金であり、厚生年金法に基づき、企業内弁護士はもちろん、所属する事務所が弁護士法人である場合も、経営者である社員弁護士を含め全員が強制加入となる*6。

個人経営の事務所については、2022年10月から、勤務弁護士と従業員を併せて5人以上の場合、厚生年金の強制適用事業所と扱われることになった*7。この法改正により厚生年金への加入は大幅に増加したはずだが、それでも多くの弁護士は依然として厚生年金への加入義務がなく、国民年金のみ加入しているものと推察される*8。

*1：自由と正義 2021年 臨時増刊号「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2020」28頁、30頁及び98頁。東京では弁護士の83.8%が一般的な法律事務所では活動している。法人経営の事務所は全体の9.0%、税務申告について「確定申告していない」又は「事業所得のない確定申告」と回答した者の割合はそれぞれ12.3%、5.7%なので、現在も当会の会員の大多数は個人事業主の立場にあるものと推察される。

*2：本稿は、土井隆弁護士（第二東京弁護士会）「老後・病気に対する備えー弁護士の年金と保険」（二弁フロンティア2013年7月号19頁）を参考に執筆した。なお、特定の制度への加入等を推奨する部分は執筆者の個人的見解であり、当会の公式見解ではない。

*3：金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（2018年6月3日公表）10頁及び16頁。

*4：内閣府「令和6年版高齢社会白書」29頁。

*5：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」109頁及び115頁。総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）令和4年」17頁にも高齢夫婦の消費支出は月23万6696円との記載がある。

*6：日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会「Q&A 弁護士法人制度」第3版7頁。

*7：2020年5月29日成立「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改革関連法）。

*8：前掲・自由と正義32頁及び43頁。東京では所属弁護士1人の事務所が17.4%、2人の事務所が14.1%であり、弁護士1人あたりの事務職員数は平均0.99人であるから、厚生年金の強制適用とならない事務所は多数存在する。

老齢年金の受給額は、国民年金のみであれば夫婦合算しても最大で月13万6000円であり*9、前述の最低生活費と比較して月10万円の不足となる。これに対して厚生年金の場合は、平均的な収入を前提とすれば最大で月23万0483円であり*10、最低生活費を概ね満たすこととなる。

ただ、厚生年金には上限があり、高所得者の場合でも受給額は月27万8506円である*11。ゆとりある老後生活費としては追加で月10万円が必要であり、「厚生年金に入れば安心」とは決して言えないのである。

3 日本弁護士国民年金基金

前述のとおり、厚生年金の加入者と非加入者との間に大きな差があるため、その差を解消するための公的年金として創設されたのが「国民年金基金」である。国民年金法の定める「職能型国民年金基金」は現在、弁護士、司法書士及び歯科医師の3つの職種のみ存在し、その他は「全国国民年金基金」に統合されている。いずれも掛金や給付内容は同じである。

そのような制度趣旨のため、厚生年金の加入者は国民年金基金に加入できない。前述の法改正により厚生年金の強制適用が拡大したものの、2024年5月末時点で弁護士全体の25.64%、当会の会員の24.44

%が「日本弁護士国民年金基金」に加入しており、厚生年金非加入者の受け皿として極めて重要な位置を占めている。

4 小括

今回は、強制加入となる国民年金及び厚生年金でどの程度の老後生活費が保障されるのか、そして国民年金基金がどのような位置づけの制度なのかを説明した。

特に、厚生年金への加入の有無で何がどう変わるのかは、多くの会員にとって重要な関心事であると思われる。若手弁護士がキャリアをスタートするにあたり、厚生年金への加入をどの程度重視すべきか、あるいは国民年金基金をどのように活用すべきか、悩ましい問題となるだろう。また、事務所を経営する弁護士であれば、厚生年金の適用事業所となるか否かは人材戦略の一環として重要であるし、自身のライフプランとしても国民年金基金の活用はもちろん、事務所の法人化による厚生年金への加入を視野に入れておくべきである。

今回は、厚生年金と比較した場合の国民年金基金のメリット等について具体例を挙げて説明した上で、互助年金、iDeCo、小規模企業共済、その他の個人年金など各種制度を紹介する。

*9：日本年金機構「令和6年4月分からの年金額等について」。国民年金（老齢基礎年金）は月6万8000円で、原則65歳から受給できる。受給資格期間は最低10年以上必要であり、20歳から60歳まで40年間納付済みの場合等は満額を受給できる。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2024/202404/0401.html>

*10：同上。平均的な収入を月43.9万円とし、加入期間等を40年間として満額受給の場合の老齢厚生年金と夫婦2人分の国民年金（老齢基礎年金）の合計金額。

*11：日本年金機構「令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和6年度版）」及び「老齢厚生年金の受給要件・支給開始時期・年金額」。標準報酬月額を最高額の65万円、標準賞与額を0円とし、加入期間等を40年間として満額受給の場合の老齢厚生年金（報酬比例部分）と夫婦2人分の老齢基礎年金の合計。なお、前掲・自由と正義106頁によれば弁護士の給与収入（確定申告した者、0円と回答した者を除く）は平均で年775.5万円である。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/20200825.files/R06ryogaku.pdf>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuru/roureinenkin/jukyuru-yoken/20140421-01.html>